



Title	近代の琉球問題と清国
Author(s)	布, 和
Citation	大阪大学, 2017, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/61403
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 布 和 ）	
論文題名	近代の琉球問題と清国
論文内容の要旨 本論文は、1872～1879年に明治政府が三段階に分けて実施した「琉球処分」を取り上げ、東洋史研究の立場から、清国の琉球問題に対する認識や政策の実際とその変遷について、対外政策の最終決定に深く関わった当時の清朝中央（西太后とその周辺、および外交担当官庁の総理衙門）に焦点を合せて検討したものである。また清朝中央の動向と対比する形で、李鴻章の動向についても考察を加えた。研究手法としては、近代日本政治史研究に範をとり、政策決定過程に参加した者の日記・書簡等を利用してその過程を可能なかぎり復元し、政策決定の舞台裏の動きを明らかにすることに努めた。論文全体は、序と結語を除き、全三章から成る。 第一章では、多くの先行研究が、琉球の「日清両属」という事実を清国側も以前から認識していたことを前提としている点に疑問を提示し、まずは清国側の認識の実際を、総理衙門に即して確認することから考察を始めた。 考察の結果、①江戸時代以来、琉球および日本が「両属」の事実を清国に対して意図的に隠していたこともあり、総理衙門は日琉関係の存在をほとんど認識しておらず、それを認識し始めたのは1873年6月と推測できること、②当初は日本が主張する琉球の「日本専属」に反発し、琉球の「清国専属」を主張したが、日本の「台湾出兵」後の1874年7月における総理衙門首班の恭親王の照会文は、「両属」を黙認・容認する方向へ転換し始めていることを、また1875年3～4月の琉球朝貢使事件をめぐる交渉での恭親王の照会文は、「両属」を前提とした対応を取り始めていることを示唆していること、③1875年の琉清朝貢関係の解消を目的とする「第二次琉球処分」以降は、「両属」を前提に琉清朝貢関係の維持を目指したこと、また1879年の「第三次琉球処分」以降は、琉清朝貢関係の維持よりも、琉球国の存続（ないし琉球国の復国）を優先させるようになること等を指摘した。 第二・三章では、1880年に日本の駐清国公使と清国の総理衙門との間で一旦は合意された「琉球分島」条約案が、清国側の批准延期によって結局は廃案となる背景・経緯について検討した。批准が延期された理由については、日本史、琉球史（沖縄史）、そして東洋史の各研究分野ですでに多数の研究者が、李鴻章および西太后・総理衙門の動向に焦点を合わせて論じている。主なものとして、坂野正高の説に従った安岡昭雄の研究、また西里喜行の研究とこれに同意する波平恒男の研究などがあり、批准延期の要因を李鴻章による反対意見の上奏に求める説が定説となっている。しかし日記や書簡等の史料を用い、批准延期が決まるまでの過程における舞台裏の具体的動きを復元して、その真相を明らかにする試みはなされてこなかった。 そこで本論文は、当該過程における二つの舞台裏の動きに照明を当てる。一つは、申請者が発掘した、北京の清朝中央において西太后を補佐する者たちの動向である。これについては、補佐者の一人である翁同龢の日記を用い、補佐者たちの考えや動きを掘り起こした（第二章）。そして、以下の諸点を明らかにすることができた。 第一に、1880年の清露緊張の際に病を患っていた西太后は、ロシア問題に関する対応策を彼女に助言する者として、軍機大臣以外に、二人の親王（惇親王と醇親王）と翁同龢・潘祖蔭の四名を指名する。軍機大臣以外の四名が補佐者として指名されたのは、日常的補佐者たる軍機大臣が西太后にとってあまり頼りにならないことを示唆している。そして、この四名の補佐者は、ロシア問題だけでなく、「琉球分島」条約案の批准可否についても扱うようになる。第二に、軍機大臣に四名を加えた全十名の補佐者のうち、その中心は新たに指名された二人の親王と翁同龢・潘祖蔭の四名であり、この二人の親王は条約案を妥結した総理衙門の首班である恭親王の兄弟であった。第三に、この四名の補佐者は、琉球問題についてあまり知悉しておらず、そのため確たる定見をもっていなかったもので、二人の親王が恭親王の兄弟ということもあり、ややご都合主義的に総理衙門の方針に沿って、当該条約案の批准を西太后に承認してもらうことを基本方針とする。そして第四に、詹事府所属の「清流派」官僚が反対意見を上奏すると、これを退けるとともに、李鴻章（及び左宗棠）の意見も聞くべきとする「清流派」の要求に対しては、李が条約案批准の意見を上奏するように圧力をかけることで対処する。しかし第五に、李がこの圧力に屈せず、補佐者たちの期待を裏切る形で、合	

意案に反対する意見を上奏すると、補佐者たちはすんなりとは同意せず、逆に条約案について意見を求める範囲を全国の総督・巡撫にまで拡大させ、意見をとりまとめる時期を遅らせることで、事実上、合意案を廃案にする判断を下す。

以上が、廃案となった過程の北京における舞台裏の真相である。表面的には、李鴻章が反対の上奏をしたことで廃案の方向に向かうのであるが、しかし補佐者たちが李の考えに賛同して廃案にしたわけではないこと、これを強調したい。また李鴻章の上奏は、詹事府の「清流派」による要求および補佐者たちの李に圧力をかける形での対処という構図のもとで実現していることにも留意したい。

もう一つの舞台裏は、天津に駐在する直隸総督兼北洋大臣の李鴻章の動向である。李は、最終的には当該条約案を廃案へ導く遠因となる反対意見を上奏するアクターである。したがって、その舞台裏を李鴻章に即して検証する必要がある。なお先行研究は、1871年の日清修好条規の締結で力を発揮した李を高く評価し、それ以降も清国外交を一貫して仕切っていたかのように論じている。そこで、1874年の日本の「台湾出兵」前後から1880年の「琉球分島」条約案の批准延期に至る期間の李鴻章について、改めて検証した（第三章）。その結果、以下の諸点が判明した。

第一に、1874年の日本の「台湾出兵」前後から1879年までの総理衙門との関係について言えば、李鴻章と総理衙門は常に連絡をとりあい、その関係は良好であった。すなわち、「台湾出兵」時において、李は清軍の派遣や指揮官の人選などで絶えず総理衙門に意見し、後方から総理衙門を支えていた。「台湾出兵」後の北京での日清交渉の際にも、李は交渉には参加しなかったが、合意案に「琉球」という文字を出さずに琉球帰属問題を曖昧にすることを総理衙門に建議し、総理衙門もこの提案を受け入れて交渉をスムーズに進め、「北京協約」を妥結に導いた。また1875年の「第二次琉球処分」後も総理衙門と連絡をとり、どちらも琉球の「両属」を認めたとうえで、日本に対して琉清朝貢関係の維持を交渉することを基本姿勢としていた。そして1879年の「第三次琉球処分」後も、琉清朝貢関係の廃止を覚悟して琉球復国を優先させる点も共通していた。

しかし第二に、1880年の「琉球分島」交渉の時には、総理衙門が日本に最恵国待遇と内地通商権を与えようとすることに對して、李はこれに強く反対し、両者の違いが浮き彫りになる。しかし、総理衙門は李の反対を無視し、最恵国待遇等を与える内容で「分島」条約を妥結し、李は大きな不満をもつに至る。すなわち、「分島」交渉時とその後の条約案妥結時に、李鴻章と総理衙門の間にはかつてない軋轢が生じていた。第三に、李鴻章と西太后との関係は1879年までは良好であったが、1880年に入りロシア問題に対する李の意見をきっかけに、清国がロシアに妥協せざるを得なくなったため、李は西太后から厳しい叱責を受ける。そして第四に、ロシアに赴任した欽差大臣の曾紀沢に對して、西太后の補佐者たちに無断で李鴻章が指示を出していることから、四名の補佐者たちとも軋轢が生じていた。すなわち、「琉球分島」条約案が合意され、国内で条約案の批准が争点となっていた時、李鴻章は清朝中央（西太后、補佐者、総理衙門）から遠ざけられて不遇の時期を過ごしており、みずからの意思で反対意見を上奏することが困難な状況におかれていたのである。

他方、従来は仲がよくないと言われてきた「清流派」との関係について、「清流派」の一人である張佩綸の書簡を駆使した最新の先行研究と申請者自身の李鴻章書簡を用いた分析とによって検討を加えた。その結果、第五に、当時、李は「清流派」の一人である張佩綸と頻繁に書簡のやりとりを行っていたことが判明した。そして前述したごとく、詹事府の「清流派」が李鴻章（及び左宗棠）に意見を上奏させるように求めたのも、張佩綸を通じた「清流派」との関係によるものと推測することができる。すなわち、李鴻章が上奏する機会を得ることができたもう一つの要因として、張佩綸を通じた「清流派」との関係の存在という新たな事実を掘り起こすことができた。

以上、『翁同龢日記』や李鴻章・張佩綸の書簡といった日記・書簡史料を本格的に利用することによって、清末の政治外交史研究にとっての新たな知見として、琉球問題をめぐる政策決定に大きく関与するアクターとして、西太后を補佐する者たちの存在を掘り起こし、また、李鴻章による反対意見の上奏は、張佩綸との関係を通じて「清流派」が描いたシナリオと、かかるシナリオの存在を知らずに、李鴻章に圧力をかけて賛成意見を上奏するように仕向けた北京の補佐者たちの判断とによって、はじめて実現したという政策決定過程の舞台裏を明らかにすることができた。さらに、近代中国政治史研究の水準を高めるために、日記・書簡等を精読する研究手法を学界として継承・展開していくべきことも示すことができたと思う。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (布 和)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	大阪大学 教授	片山 剛
	副 査	大阪大学 教授	桃木 至朗
	副 査	大阪大学 教授	飯塚 一幸
	副 査	大阪大学 准教授	田口宏二郎
論文審査の結果の要旨			
以下、本文別紙			

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：近代の琉球問題と清国

学位申請者 布 和

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	片山 剛
副査	大阪大学教授	桃木 至朗
副査	大阪大学教授	飯塚 一幸
副査	大阪大学准教授	田口宏二郎

【論文内容の要旨】

本論文は、1872～1879 年に明治政府が三段階に分けて実施した「琉球処分」という日本史、琉球史（沖縄史）、そして東洋史の各研究分野ですでに分厚い蓄積のあるテーマをとりあげ、東洋史研究の立場から、清国の琉球問題に対する認識や政策の実際とその変遷について、対外政策の最終決定に深く関わる清朝中央（西太后とその周辺、および外交担当官庁の総理衙門）に焦点を合せて検討したものである。なお、近代日本政治史研究に範をとり、政策決定過程に参加した者の日記・書簡等を利用してその過程を復元する研究手法を採っている。論文全体は、序と結語を除き、全三章から成る。

第一章では、多くの先行研究が、琉球の「日清両属」という事実を清国側も以前から認識していたことを前提としている点に疑問を提示し、まずは清国側の認識の実際を確認することから考察を始める。その結果、総理衙門は日琉関係の存在をほとんど認識しておらず、公式に認識したのは 1873 年 6 月と推測できること、そして当初は日本の強硬な態度に反発したが、「琉球処分」の進行につれて次第に妥協し、最終的には、琉球との朝貢・冊封関係の維持よりも、琉球国の存続（ないし琉球国の復国）を優先させるに至ること等を指摘する。

第二・三章では、1880 年に日本の駐清国公使と清国の総理衙門との間で一旦は合意された「琉球分島条約案」が、清国側の批准延期によって結局は廃案となる過程について、二つの舞台裏の動きに照明を当てる。一つは、申請者自身が発掘した、北京の清朝中央において西太后を補佐する者たちの動向である。補佐者たちは、当該条約案の批准を西太后に承認してもらうことを基本方針とし、「清流派」が上奏する反対意見を退けるとともに、李鴻章の意見も聞くべきとする「清流派」の要求に対して一策を講じて対処しようとする。かかる動きを、申請者は補佐者の一人である翁同龢の日記を用いて活写する。

もう一つは、天津に駐在する直隸総督兼北洋大臣の李鴻章の動向である。李鴻章は、最終的には当該条約案を廃案へ導く遠因となる反対意見を上奏するアクターである。ただし当時の李は、西太后から叱責を受け、また総理衙門や補佐者からも遠ざけられて、不遇の時期を過ごしており、反対意見を上奏する機会を失っていた。しかし同じく条約案に反対である「清流派」の張佩綸と頻繁に書簡のやりとりを行っており、この張佩綸を通じた「清流派」との関係によって、上奏を提出する機会を得ることになる。以上、李鴻章による反対意見の上奏は、「清流

派」が描いたシナリオによってはじめて実現したというきわめて斬新な事実を、張佩綸の書簡を分析した最新の先行研究と申請者自身の李鴻章書簡に対する分析とによって明らかにする。

【論文審査の結果の要旨】

近代日本政治史研究は、ある政策が決定される過程について、公文書とともに、主要な政治家等の日記・書簡などを利用することによって、政策決定の舞台裏の動きにまで迫る掘り下げた分析を行い、精緻な研究成果を生んでいる。一方、近代中国政治史研究は1970年代まで、公開された数少ない公文書を駆使した研究が進められてきた。だが、外国の外交関係文書を利用した外交史研究を除けば、史料の制約によって舞台裏の動きにまで迫る分析は困難であった。しかし1980年代以降の改革・開放政策の進展により、中央の政治に参与した官僚等の日記・書簡類も史料集として刊行され始めた。日記・書簡には当事者以外の者にとって読解が困難な部分もあるが、丹念に解析すれば、政策決定に至る水面下の動きを探ることが可能である。

本論文は、日記・書簡等の新史料を用いて、琉球問題をめぐる政策決定過程を復元する手法を採り、これを通じて当時の外交政策の決定に大きく関与するアクターとして、西太后を補佐する者たちの存在を掘り起こし、また従来、その関係はよくないと言われていた李鴻章と「清流派」との関係についても、張佩綸を媒介とする密な関係が存在しており、それが李鴻章による上奏を実現させたこと等、清末の政治外交史研究にとって新たな知見となる興味深い事実を発掘している。また採用した日記・書簡等を精読する研究手法についても、近代中国政治史研究の水準を高めるために、学界として継承・展開されるべきことを示している。以上、本論文で申請者が提示した成果・貢献は高く評価することができる。

ただし本論文には不十分な点もある。たとえば、清国は、日本との交渉では、琉球を〈清国を宗主国とする藩属国〉として位置づけるのに対して、欧米を含む多国間交渉では、琉球を藩属国として位置づけず、「万国公法」にもとづく一個の独立国として位置づけようとしている。かかる使い分けに示されているように、当時の琉球をめぐるとの問題は、日本と清国の二国間の枠組みのみならず、列強を含む東アジア国際情勢の枠組みのなかにも位置づける必要がある。また近年の日本史分野の研究動向にも目配りしつつ、申請者が掘り起こした事実にもとづく新たな歴史像の提示なども求められるところである。

しかし、これらの瑕疵は、本論文が日記・書簡等の難解な史料の精読によって発掘した新たな事実や、今後さらに本格化させるべきものとして提示した研究手法等の学術的意義や貢献をそこなうものではない。よって、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。